

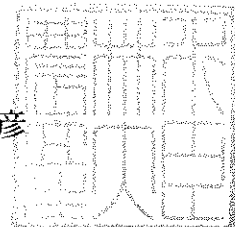


23消安第1266号  
平成23年5月24日

食品安全委員会

委員長 小泉 直子 殿

農林水産大臣 鹿野 道彦

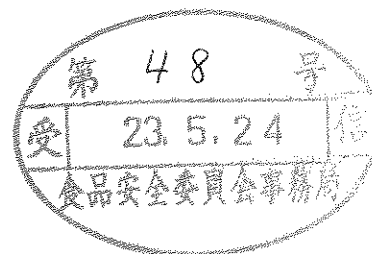


食品安全基本法第11条第1項第1号の食品健康影響評価を行うことが  
明らかに必要でないときについて（照会）

食品安全基本法（平成15年法律第48号）第24条第1項第4号の規定に基づき、農林水産大臣が食品安全委員会に意見を求めるに当たり、下記の事項については、その内容から同法第11条第1項第1号の食品健康影響評価を行うことが明らかに必要でないときに該当すると解してよいか。

記

- 1 家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号。以下「家伝法」という。）第2条第1項の規定に基づき、家畜伝染病予防法施行令（昭和28年政令第235号）第1条の表を改正し、
  - ① 伝染性疾病に「小反芻<sup>すう</sup>獣疫」を、その対象家畜に「鹿」をそれぞれ加える
  - ② 伝染性疾病のうち「ニューカッスル病」を「ニューカッスル病（病原性が高いものとして農林水産省令で定めるものに限る。以下同じ。）」に改正する
  - ③ 伝染性疾病に「低病原性鳥インフルエンザ」を、その対象家畜に「きじ、だちょう、ほろほろ鳥、七面鳥」をそれぞれ加える場合。
- 2 家伝法第4条第1項の規定に基づき、家畜伝染病予防法施行規則（昭和26年農林省令第35号）第2条の表を改正し、
  - ① 伝染性疾病のうち「小反芻<sup>すう</sup>獣疫」を削除する
  - ② 伝染性疾病に「低病原性ニューカッスル病」を、その対象家畜に「鶏、あひる、うずら、七面鳥」をそれぞれ加える場合。



食品安全基本法第11条第1項第1号に基づく食品健康影響評価を行うことが明らかに必要でないときについて

## 1 背景

近年の発生状況や国際的な動向等を踏まえ、本年4月に家畜伝染病予防法(昭和26年法律第166号。以下「法」という。)に規定する家畜伝染病及び届出伝染病を改正し、

- ① 「小反芻<sup>すう</sup>獣疫」(現行では届出伝染病に指定)を新たに家畜伝染病に追加
- ② 「高病原性鳥インフルエンザ」のうち、病原性が低いものを新たに「低病原性鳥インフルエンザ」という別個の家畜伝染病として位置付け
- ③ 現在、家畜伝染病として指定されている「ニューカッスル病」の対象範囲を病原性が高いものに限定

したことに伴い、家畜伝染病予防法施行令(昭和28年政令第235号。以下「政令」という。)及び家畜伝染病予防法施行規則(昭和26年農林省令第35号。以下「省令」という。)を改正する必要がある。

## 2 概要

- (1) 家畜伝染病予防法(昭和26年法律第166号。以下「家伝法」という。)第2条第1項の規定に基づき、政令第1条の表を改正し、
  - ① 伝染性疾病に「小反芻<sup>すう</sup>獣疫」を、その対象家畜に「鹿」をそれぞれ加える
  - ② 伝染性疾病のうち「ニューカッスル病」を「ニューカッスル病(病原性が高いものとして農林水産省令で定めるものに限る。以下同じ。)」に改正する
  - ③ 伝染性疾病に「低病原性鳥インフルエンザ」を、その対象家畜に「きじ、だちよう、ほろほろ鳥、七面鳥」をそれぞれ加える。
- (2) 家伝法第4条第1項の規定に基づき、省令第2条の表を改正し、
  - ① 伝染性疾病のうち「小反芻<sup>すう</sup>獣疫」を削除する
  - ② 伝染性疾病に「低病原性ニューカッスル病」を、その対象家畜に「鶏、あひる、うずら、七面鳥」をそれぞれ加える。
- (3) 家畜伝染病予防法第2条第1項の政令の改廃、同法第4条第1項の届出伝染病を定める省令を改廃しようとするときに当たるので、食品安全基本法第24条第1項第4号の規定により、食品安全委員会の意見を聴かなければならないものと解される。今回の改正に係るすべての疾病については、畜産食品中から人に感染した報告はなく、食品を介して人の健康に影響を及ぼすおそれはないと考えられる。

## 3 今後の方針

食品安全委員会の回答を受けた上で、本改正の所要の進めを進めることとする。

## 小反芻獣疫 とは

1. 原因(病原体)  
小反芻獣疫ウイルス(モルビリウイルス)
2. 感受性動物  
しか、めん羊、山羊



【初期の口腔内粘膜病変:下顎粘膜の壊死】  
(出典:日本獣医師会)

3. 症状  
発熱, 下痢、肺炎等を主徴とし, 致死率は高い(90%)。
4. 発生状況
  - (1)国内  
発生報告なし
  - (2)外国  
アフリカ, 中東, 南アジア, 中国,
5. 診断法
  - (1)血清学的検査法により血清中の抗原を確認する。
  - (2)病畜等からウイルス分離を行う。
6. 予防法  
我が国では, 輸入検疫によりその侵入を防止している。
- 7 治療法、対策  
有効な治療法はない。

# 小反芻獣疫の発生状況(1997、2009年)

地域	国名	発生件数	
		1997年	2009年
アジア	インド	81	184
	ネパール	26	143
	パキスタン	1	
	モルディブ		1
欧州	タジキスタン		1
中東	アフガニスタン		45
	アラブ首長国連邦	5	
	イエメン		66
	イラン		548
	オマーン	117	
	クウェート		12
	トルコ		24
	パレスチナ自治区		71
アフリカ	ウガンダ		2
	エチオピア	42	75
	ガーナ	93	63
	ガボン	9	
	カメルーン	4	16
	ガンビア	32	22
	ギニア	36	103
	ギニアビサウ		20
	コートジボワール	7	17
	コンゴ共和国		3
	シエラレオネ		5
	スーダン		19
	セネガル	14	25
	タンザニア		2
	中央アフリカ共和国		8
	トーゴ	142	47
	ナイジェリア	68	106
	ニジェール	9	44
	ブルキナファソ		2
	ベナン	37	75
モーリタニア		12	
合計		723	1761

(2.4倍増)

発生国数	17	30
------	----	----

(1.8倍増)

## ニューカッスル病 とは

1 原因(病原体)  
ニューカッスル病ウイルス

2 感受性動物  
鶏、あひる、七面鳥、うずら



【神経症状】

(出典:動物衛生研究所)

3 症状

病原性はウイルス株により異なり、  
以下の3つの型に分類されている。

- (1)強毒型:内臓型では緑色下痢便、呼吸器症状、神経症状を、  
神経型では、呼吸器症状及び神経症状を示す。  
両型とも、急性の致死感染を起こす。
- (2)中等毒型:軽い呼吸器症状や下痢、産卵低下を示す。  
死亡率は低い。
- (3)弱毒型:軽い呼吸器症状又は無症状。  
生ワクチンとして使用されている株もある。

4 発生状況

(1)国内(鶏/あひる)

	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年
戸数	2/2	4/0	1/0	1/0	0/0
羽数	537/27	500/0	150/0	300/0	0/0

(出典:家畜衛生週報)

(2)海外

世界各国で発生あり。

5 診断法

(1)消化管、気管等からウイルス分離を行う。

(2)抗体の検出により抗体価の上昇を検出する。

6 予防法

ワクチンが有効で、我が国では鶏病研究会が立案したプログラムに  
準拠した接種が行われている。

7 治療法、対策

発生した場合は、家畜伝染病予防法に基づき、まん延防止のため  
都道府県知事は家畜の所有者に殺処分を命じることができる。

## O I Eコードにおけるニューカッスル病の定義

原 文	仮 約
CHAPTER 10.13.	第 10.13.章
NEWCASTLE DISEASE	ニューカッスル病
Article 10.13.1.	第 10.13.1.条
<b>General provisions</b>	<b>一般規定</b>
1. For the purposes of international trade, Newcastle disease (ND) is defined as an infection of poultry caused by a virus (NDV) of avian paramyxovirus serotype 1 (APMV-1) that meets one of the following criteria for virulence:	1.国際貿易を目的として、 <u>ニューカッスル病 (ND) は、後述する病原性の基準のひとつを満たす鳥パラミクソウイルス血清型 1 (APMV-1) ウイルスにより引き起こされる家禽の感染症と定義される。</u>
a) the virus has an intracerebral pathogenicity index (ICPI) in day-old chicks ( <i>Gallus gallus</i> ) of 0.7 or greater; or	a) <u>当該ウイルスが、0.7 以上の初生ひな (<i>Gallus gallus</i>) における脳内接種指標 (ICPI) を有する、又は</u>
b) multiple basic amino acids have been demonstrated in the virus (either directly or by deduction) at the C-terminus of the F2 protein and phenylalanine at residue 117, which is the N-terminus of the F1 protein. The term 'multiple basic amino acids' refers to at least three arginine or lysine residues between residues 113 and 116. Failure to demonstrate the characteristic pattern of amino acid residues as described above would require characterisation of the isolated virus by an ICPI test.	b) <u>当該ウイルス中の、F2 蛋白の C-末端に (直接的に又は演繹法により) multiple basic amino acids が証明され、及び F1 蛋白の N-末端である 117 残基にフェニルアラニンが証明されている。'multiple basic amino acids' という単語は、113 残基と 116 残基の間の、少なくとも 3 つのアルギニン残基又はリジン残基を指す。上記のアミノ酸残基の特徴的なパターンが証明できない場合、分離されたウイルスの ICPI 試験による評価が求められる。</u>
In this definition, amino acid residues are numbered from the N-terminus of the amino acid sequence deduced from the nucleotide sequence of the F0 gene, 113-116 corresponds to residues -4 to -1 from the cleavage site.'	この定義において、アミノ酸残基は、F0 遺伝子のヌクレオチド配列から推定されたアミノ酸配列の N 末端から番号が振られている。113-116 残基は切断部位からの -4 から -1 残基に対応している。

# 高病原性鳥インフルエンザとは

## 1 原因(病原体)

高病原性鳥インフルエンザウイルス  
と判定されたA型インフルエンザウイルス  
又はH5若しくはH7亜型の  
A型インフルエンザウイルス



【鶏の大量死】

(出典:動物衛生研究所)

## 2 感受性動物

鶏、あひる、七面鳥、うずら、きじ、  
だちょう、ほろほろ鳥

## 3 症状

神経症状、呼吸器症状、産卵率低下、  
消化器症状(下痢、食欲減退等)。甚急性例(じんきゅうせいれい)では  
これらの症状を認めず、急死する場合もある。

## 4 発生状況

### (1)国内(鶏、うずら)

79年ぶりに、平成16年に発生(1月:山口県、2月大分県および京都府)。  
平成21年には愛知県のうずら農場で発生。

	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年
戸数	10	1	4	0	3
羽数	188	6	4	0	40

(注)平成21年の発生戸数及び発生羽数はウイルス分離されたものを示す。

(出典:家畜衛生週報)

### (2)海外

世界各国で発生の報告がある(南米を除く)。

## 5 診断法

(1)消化管、気管等からのウイルス分離を行う。

(2)抗体の検出を行う。

## 6 予防法

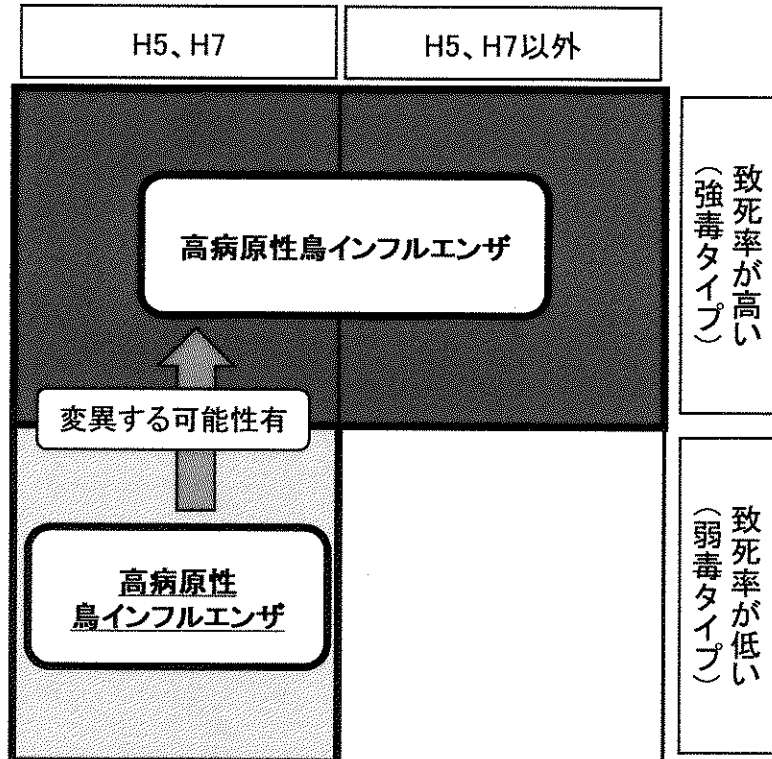
消毒等による衛生管理の徹底。ワクチンを使用している国もある。

## 7 治療法、対策

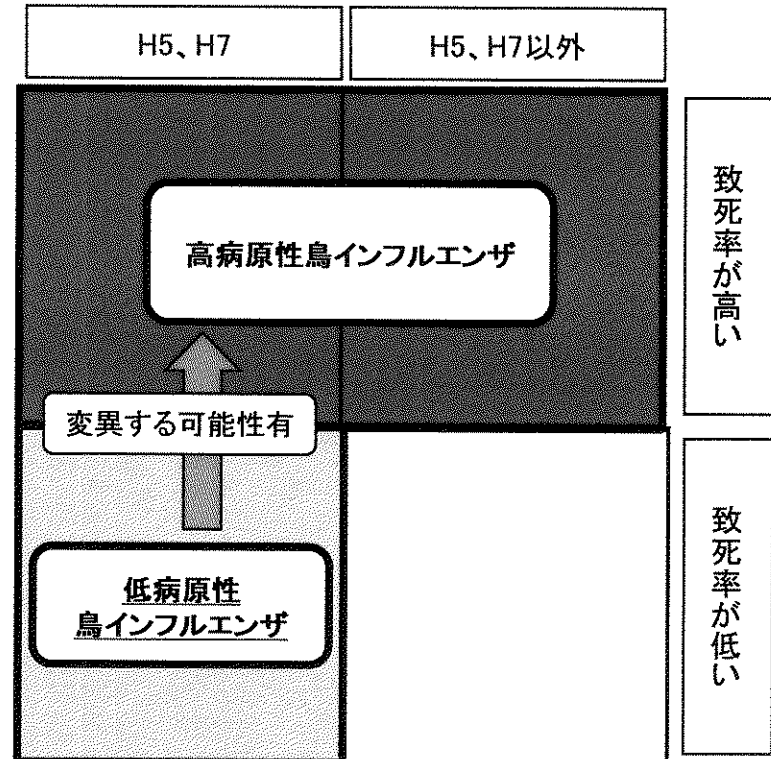
発生した場合は、家畜伝染病予防法に基づき、まん延防止のため  
都道府県知事は家畜の所有者に殺処分を命じることができる。

# 日本及びOIEにおける鳥インフルエンザの分類

日本



OIE



○ I Eにおける高病原性鳥インフルエンザ及び  
低病原性鳥インフルエンザの定義  
(○ I Eコード仮訳)

1. 国際貿易を目的として、届け出るべき形式の鳥インフルエンザ（以下「N A I」という。）は、あらゆる血清型H 5又はH 7亜型のインフルエンザA型ウイルス、または以下に記述するとおり静脈内接種指標（I V P I）が1.2 超の鳥インフルエンザウイルス（又は、死亡率が7 5 %以上のもの）による家きんの伝染病と定義する。N A Iウイルスは、強毒の届出対象鳥インフルエンザ（以下「H P N A I」という。）と弱毒の届出対象鳥インフルエンザ（以下「L P N A I」という。）に分類される：

a) H P N A Iウイルスは、6週齢の鶏におけるIVPI の値が1.2 超、又はこれに替わる指標としては、4 から8週齢の鶏に対する静脈内接種試験の結果、少なくとも7 5 %の死亡率を引き起こすものとされる。IVPI が1.2 以下又は静脈内接種試験による死亡率が7 5 %未満の血清型H 5 及びH 7ウイルスについては、ヘマグルニチン分子の開裂部位（HA0）に複数のアミノ酸塩基が存在するかどうかを決定するためにシーケンスを行う；その結果、当該因子のアミノ酸塩基配列がH P N A I所見と酷似している場合には、H P N A Iと判断される。

b) L P N A Iは、H P N A Iウイルス以外の血清型H 5 及びH 7亜型の全てのA型インフルエンザウイルスである。